

構内植栽管理業務仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎構内の植栽地を構成している植物の生育条件を整え、その形態の育成・維持・保全を行う。

第2 業務仕様

1 管理の対象範囲は、別表-1～別表-4及び別図による。

なお、令和8年度の年度末に各別表及び別図の数量・本数等を見直し報告すること。

2 本業務を適切に履行するため、別紙1別添1の資格等を有する業務責任者を置くこと。

3 植栽地の自然環境、人為的な環境など生育条件を十分熟知し、これに応じた管理を行うこと。

4 植栽地の目的、機能を十分把握し、それぞれの目的に応じた管理を行うこと。

5 植物の特性を十分把握し、植物の経年変化に対応した管理を行うこと。

6 中木、低木刈り込み（混植）

中木、低木（ツツジ等）の刈り込みは、樹姿良く刈り揃える。

7 高木せん定

（1）高木（ケヤキ等）の基本せん定は、梯子及び高所作業車を使用し（安全帯着用）、害虫に侵された不要枝を取り除くと共に、風雨に耐えられるよう、樹姿良くせん定する。

（2）高木は、雨天時に枝が垂れ下がってきても通行に支障がないようせん定する。

（3）構内標識、防犯カメラ及び懸垂幕昇降装置等が支障なく認識・使用できるようせん定する。

（4）フジ棚の蔓は、伸びてもソーラーシステムに支障のないよう刈り揃え、シュロ縄で棚に結びつける。

（5）サンクンガーデンのケヤキは、連絡通路屋根ガラスやサクラにかからないようせん定する。

8 地被類徒長枝刈り取り

（1）地被類（ヘデラ等）の徒長枝は、樹姿良く刈り取り、蔓の伸び具合を考慮し、摘心を行う。

（2）ツツジ等の低木にかかった地被類は刈り取る。

9 芝刈り

別館屋上緑化及びHブロックの芝生部分は、芝刈り機により全体を刈り揃える。

10 除草

中木、低木、地被類部分及びレンガ舗装の目地部分に発生した雑草は、既存物に損傷を与えないように手作業により根元から抜き取る。また、作業範囲内の落葉、枯れ枝は除草作業時に搬出・処分する。

11 灌水

高木、中木、低木、地被類の灌水は、構内最寄りの既設散水栓から均等に行う。

- 40 12 消毒
- 41 (1) 消毒は、殺虫剤（DEP乳剤、スミチオン 500 倍液又は同等品）を高木、中木、低木、
- 42 地被類に均等に散布する。
- 43 なお、害虫発生のおそれのある場所は、入念に散布すること。
- 44 (2) 散布の実施は原則、閉庁日とし、悪天候時は行わない。悪天候により散布できなかった
- 45 時は、厚生企画室の担当と日程調整を行う。なお、関係法令を遵守して取扱には十分注意
- 46 すること。
- 47 (3) サクラに発生する害虫（モンクロシャチホコ等）は、発生初期に発見できるよう点検を
- 48 行い、発生を確認した場合には、付着した葉の駆除及び、薬剤散布[オルトラン水和剤(1,000
- 49 ～2,000 倍)、ディプテレックス乳剤(1,000 倍)、カルホス乳剤(1,000 倍)など]を行う。
- 50 13 施肥
- 51 (1) 地被類の施肥（ちから1号）は、1㎡当たり 100g 程度を目安に均等に散布する。また、
- 52 高木は目通り 30～60cm は、1本当たり 300g 程度、目通り 60cm を超えるものについては、
- 53 1本当たり 500g 程度を目安に施肥を行う。悪天候により施肥が行えなかった時は、厚生
- 54 企画室の担当と日程調整を行う。
- 55 (2) 別館Hブロックのアジサイは花色が青系を保つよう施肥材を考慮する。
- 56 14 落葉清掃
- 57 落葉清掃の対象は、別表-1の摘要による。
- 58 15 花卉植え替え
- 59 (1) 年1回は、床土を入替え、腐葉土を混入する。なお、客土は良質な黒土とする。
- 60 (2) 花卉の撤去は周囲の地被類等を損傷させないように行い、花卉の植込みは全体のバランス
- 61 を考慮しながら行う。また、花卉の成形を整える。
- 62 (3) 花卉の搬入時は、すべて搬入毎に、総括管理業務実施者の立会い検査を受けること。
- 63 16 悪天候時の枝払い等
- 64 台風、強風、大雨等の悪天候により高木に枝折れ等が発生した場合、速やかに枝払いを行
- 65 う。また、植栽部及び国道・区道側歩道部に落下した枝等の清掃・集積・廃棄を行う。
- 66 17 発生材
- 67 本業務における発生材(ゴミ等は含まない)は、適切に搬出・処分を行う。
- 68 18 その他
- 69 本業務に使用する肥料、薬剤、花卉、せん定道具、芝刈り機、梯子及び高所作業車その他
- 70 本業務に必要な消耗品・器具・備品は受注者が用意するものとする。